

(3) 水質汚濁防止法特定事業場届出施設数

平成22年3月31日現在

番号	施設名	事業所数
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア 豚房施設（豚房の総面積が 50㎡未満の事業場に係るものを除く。） イ 牛房施設（牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。） ウ 馬房施設（馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。）	39
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア 原料処理施設 イ 洗浄施設（洗びん施設を除く。） ウ 湯煮施設	1
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア 水産動物原料処理施設 イ 洗浄施設 ウ 脱水施設 エ ろ過施設 オ 湯煮施設	10
4	野菜又は果実原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア 原料処理施設 イ 洗浄施設 ウ 圧搾施設 エ 湯煮施設	2
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽。	2
15	ぶどう糖又は水あめの製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア 原料処理施設 イ ろ過施設 ウ 精製施設	1
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	1
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	2
58	室業原料（うわ葉原料を含む。）の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア 水洗式破碎施設 イ 水洗式分別施設 ウ 酸処理施設 エ 脱水施設	1
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	2
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1
66-2	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア ちゅう房施設 イ 洗たく施設 ウ 入浴施設	46

